

IX その他

1 徴税費の状況

(単位：千円、%)

年 度 区 分			2 0 年 度			2 1 年 度			2 2 年 度			
			決 算 額	前年度比	構成比	決 算 額	前年度比	構成比	決 算 額	前年度比	構成比	
税収入額	市 税 (1)		29,886,868	100.1		28,705,758	96.0		27,856,740	97.0		
	個人府民税 (2)		7,936,509	104.2		7,796,599	98.2		7,070,599	90.7		
	計 (3)		37,823,377	101.0		36,502,357	96.5		34,927,339	95.7		
徴 税 費	人 件 費	基 本 給		273,442	93.9	32.1	257,181	94.1	38.2	250,496	97.4	38.2
		諸 手 当		190,036	95.6	22.3	173,673	91.4	25.9	167,911	96.7	25.4
			超過勤務手当		8,268	104.8	1.2	13,298	160.8	2.0	17,216	129.5
		税務特別手当		349	122.0	0.1	429	122.9	0.1	562	131.0	0.1
		その他の手当		181,419	95.2	27.0	159,946	88.2	23.8	150,133	93.9	22.7
		そ の 他 (共 済 費 等)		81,568	92.1	12.2	88,620	108.6	13.2	83,449	94.2	12.6
		計		545,046	94.2	66.6	519,474	95.3	77.3	501,856	96.6	76.2
	需 用 費	旅 費		92	94.8	0.0	196	213.0	0.0	104	53.1	0.0
		そ の 他		179,340	105.0	26.7	152,610	85.1	22.7	158,585	103.9	24.0
		計		179,432	105.0	26.7	152,806	85.2	22.7	158,689	103.8	24.0
	納期前納付報奨金			11,478	112.4	1.7	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	そ の 他			115,182	119.4	17.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	合 計 (4)			851,138	99.4	112.0	672,280	79.0	100.0	660,545	98.3	100.2
	府民税徴収取扱費 (5)			436,794	90.6		371,757	85.1		350,680	94.3	
	(4) － (5) ＝ (6)			414,344	110.8		300,523	72.5		309,865	103.1	
税収入に対する徴税額の割合	(4) ／ (3)		2.3%			1.8%			1.9%			
	(6) ／ (1)		1.4%			1.0%			1.1%			
税 務 職 員 数			66 人			65 人			65 人			

(各年度 課税状況調第39表による)

2 税務機構及び事務分掌

(1) 税務機構

平成23年10月1日現在

	税務室長	課長	係長	副係長	主任～書記	計
市 民 税 担 当	1	1	3	—	18	22
固定資産税担当		1	3	—	19	23
納 税 担 当		1	2	1	17	21
計	1	3	8	1	54	66

※ 税務室長は市民税担当課長を兼務

※ 主任～書記には再任用職員及び任期付短時間勤務職員を含む

(2) 事務分掌

税務室

- (1) 税制度の調査及び研究に関すること。
- (2) 税務統計に関すること。
- (3) 市税及び府民税(以下「市税等」という。)の賦課、調査及び徴収に関すること。
- (4) 固定資産の評価に関すること。
- (5) 市税等の滞納処分に関すること。
- (6) 市税等の不納欠損に関すること。
- (7) 固定資産課税台帳等の整備及び保管に関すること。
- (8) 市税に関する証明書の作成及び交付に関すること。
- (9) 寝屋川市固定資産評価審査委員会に関すること。
- (10) 自動車の臨時運行許可に関すること。
- (11) 税宛名データの管理に関すること。

3 税務職員の年齢及び経験年数等

(1) 年齢別職員数

平成23年10月1日現在

年 齢 担当名	25才 未満	25才 ～ 29才	30才 ～ 34才	35才 ～ 39才	40才 ～ 44才	45才 ～ 49才	50才 以上	計	平均年齢
市 民 税 担 当	3	—	3	0	5	5	6	22	43才4月
固定資産税担当	2	—	1	2	5	1	12	23	45才5月
納 税 担 当	2	—	1	2	2	2	12	21	50才2月
計	7	0	5	4	12	8	30	66	47才4月

(2) 税務経験年数別職員数

平成23年10月1日現在

年 数 担当名	2年 未満	2年 ～ 3年	4年 ～ 5年	6年 ～ 7年	8年 ～ 9年	10年 ～ 14年	15年 以上	計	平均経験 年数
市 民 税 担 当	9	5	1	0	1	3	3	22	6年1月
固定資産税担当	3	3	2	2	4	3	6	23	9年10月
納 税 担 当	7	3	2	1	3	2	3	21	7年2月
計	19	11	5	3	8	8	12	66	7年9月

4 税務職員の手当

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(抜粋)

(手当の支給)

第3条 特殊勤務手当は、別表の支給対象職員の欄に掲げる職員に支給する。

2 特殊勤務手当の額は、別表の支給対象職員の欄に対応する支給額の欄に定める額とする。

(支給日)

第4条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

別表

番号	種 類	支給対象職員	支給額	摘 要
1	市税徴収手当	納税督促による市税の徴収に従事した職員	・現年度分滞納市税の徴収徴収金額の2/1000 ・繰越分滞納市税の徴収徴収金額の4/1000	1か月7,000円を超えるときは、7,000円とする。

5 税務証明

(1) 税務に関する各種証明書

	種 別	使 用 目 的	内 容	備 考
市民税担当	住民税決定証明 (所得証明) (課税証明)	1 金融機関等への借入申請 2 公営公団住宅入居申請 3 奨学金申請 4 各種保証人用 5 その他	年間所得と当該年度に課税された額の証明	1件につき 300円
	法人所在地証明	自動車車庫証明用等	法人所在地の証明	
固定資産税担当	評価通知書	登記関係	登記所への評価額通知	無料 (登記官の依頼書要)
	固定資産税台帳登録事項証明	自動車車庫証明用等	土地・家屋の資産証明	1筆、1棟につき 300円 (1筆又は、1棟増すごとに50円加算)
	公課証明	1 裁判に関するもの 2 金融機関提出用 3 税務署提出用	当該年度に課税された資産内訳又は課税された額の証明	
	評価証明	1 資金借入 2 各種保証人 3 裁判に関するもの 4 地代、家賃算定用 5 その他	土地・家屋及び償却資産の評価額の証明	
	租税特別措置法 第72条証明 第73条証明 第74条証明	登記用	住宅の用に供するもので保存、移転、抵当権設定登記に係る登録免許税の税率軽減用の証明	1件につき 1,300円
納税担当	納税証明	1 融資関係 2 各種保証人 3 入国管理事務所への帰化申請 4 住宅入居 5 税務署提出用 6 自動車等継続検査申請用 7 その他	納税すべき確定額並びに納税済額及び未納の額の証明	1件につき 300円 ただし、自動車等継続検査申請用については無料

※ 市民課証明書交付コーナー、各市民センター及び市役所サービス処「ねやがわ屋」では、上記証明書のうち、「住民税決定証明」、「公課証明」、「評価証明」、「車庫証明用(固定資産税台帳登録事項)」、「納税証明(法人市民税を除く)」などを発行している。

(2) 手数料収入額 (税務室所管分のみ)

	21年度		22年度		前年度比		備考
	件数 (件)	収入額 (円)	件数 (件)	収入額 (円)	件数 (%)	収入額 (%)	
市民税担当	5,956	1,786,800	5,936	1,780,800	99.7	99.7	
課税証明	5,956	1,786,800	5,936	1,780,800	99.7	99.7	1件 300円
固定資産税担当	2,844	2,437,100	2,687	2,272,550	94.5	93.2	
評価証明	1,048	391,750	1,051	381,550	100.3	97.4	1筆、1棟につき 300円 (1筆又は、1 棟増すごとに50 円加算)
各種台帳閲覧	279	83,700	208	62,400	74.6	74.6	
公課証明	11	3,850	33	15,100	300.0	392.2	
車庫証明	0	0	0	0	-	-	
新築証明	0	0	0	0	-	-	
住宅用家屋証明	1,506	1,957,800	1,395	1,813,500	92.6	92.6	1件 1,300円
納税担当	1,568	470,400	1,347	404,100	85.9	85.9	
個人市民税納税証明	344	103,200	344	103,200	100.0	100.0	1件 300円
法人市民税納税証明	899	269,700	754	226,200	83.9	83.9	
固定資産税納税証明	320	96,000	243	72,900	75.9	75.9	
軽自動車税納税証明	5	1,500	6	1,800	120.0	120.0	
合 計	10,368	4,694,300	9,970	4,457,450	96.2	95.0	

※ 税率の変遷 (市民税の税歴 1/17)

年 度	賦課期日	申告期日	課税標準	市町村税税率		道府県税税率		納 期	法人市民税税率		摘 要
				均等割	所得割	均等割	所得割		均等割	所得割	
24	個人		均等割 100 円 給与所得 100 円につき 2 個 56 銭 営業所得 100 円につき 2 個 56 銭 その他所得 100 円につき 5 個 1 円 40 銭 法人 所用土地賃貸価格 100 円につき 120 個 33 円 60 銭 所用家屋賃貸価格 100 円につき 100 個 28 円 配当及び利子所得 100 円につき 2 個 56 銭					所得金額 100円につき 16個 3 円 84 銭 資本額 100円につき 30個 7 円 20 銭			S24.9.15 シャープ使節団 日本税制報告書 発表(シャープ勧告)
25	25. 8. 1	25. 6.10	所得税額	600 円	18/100			10月12月 2月	1,200 円	9.7/100	勧告に基づく税制改正
26	26. 4. 1	26. 6.10	〃	500 円	18/100			7月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	給与所得者に対する特別徴収制度の創設
27	27. 4. 1	27. 4.30	〃	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
28	28. 4. 1	28. 4.30	〃	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
29	29. 1. 1	29. 3.31	〃	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	市町村民税の一部を道府県に委譲し道府県民税が創設される
30	30. 1. 1	30. 3.31	〃	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
31	31. 1. 1	31. 3.31	〃	400 円	15/100	100 円	5.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
32	32. 1. 1	32. 3.31	〃	400 円	15/100	100 円	6/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
33	33. 1. 1	33. 3.31	〃	400 円	18.5 / 100	100 円	7.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
34	34. 1. 1	34. 3.31	〃	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
35	35. 1. 1	35. 3.31	〃	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S35.7.1 自治庁が自治省に昇格
36	36. 1. 1	36. 3.31	〃	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S36.4.30法律第74号により 地方税(特に住民税) 改正、昭和37年度より実施される。

市民税の税歴(2／17)

		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度		昭和40年度	
賦課期日・申告期限		37. 1. 1.	37. 3. 20.	38. 1. 1.	38. 3. 20.	39. 1. 1.	39. 3. 20.	40. 1. 1.	40. 3. 20.
所得控除	扶 養	普通の場合 1人 70,000円 2人目から1人につき 30,000円 配偶者に5万円を超える所得があるとき 1人 50,000円 2人目から1人につき 30,000円		同 左		同 左		同 左	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2 の額に7,500 円を 加えた金額 (限度額は 22,500 円)		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は 150,000円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	90,000円		同 左		同 左		同 左	
市民税	均等割	400円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	10 万円以下の金額 2 % 10 万円を超える金額 3 % 20 万円 " 4 % 50 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 250 万円 " 7 % 400 万円 " 8 % 600 万円 " 9 % 1,000 万円 " 10 % 2,000 万円 " 11 % 3,000 万円 " 12 % 5,000 万円 " 13 %		15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 % (配偶者、15才以上の扶養親族、 白色専従者、前年中配偶者の所得 が 5万円を超え扶養親族のすべて が15才未満であるときそのうち1人 のみについて 240円青色専従者1人 480円の特別控除を行う)		同 左		同 左		同 左	
	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者があるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいず れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000 円 府民税の所得割から 1,000 円		同 左		同 左		同 左	
	配 当	市民税の所得割から配当所得の 4% 府民税の所得割から配当所得の 1.6%		市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2%		同 左		同 左	
	課税所得金額が 1,000万円を超える部分の配当所得及び証券投資信託の収益の分配金によるものは上記の率の 1/2で控除する。			課税所得金額が 1,000万円を超える部分の配当所得及び証券投資信託の収益の分配金によるものは上記の率の 1/2で控除する。					
	摘 要	青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円		同 左		同 左		市民税所得割の税率が標準税率から標準税率を制限税率に改められた。従って標準税率に1.5/100 を乗じた税率が制限税率となる。 青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円	

市民税の税歴(3／17)

昭和41年度			昭和42年度		昭和43年度					
賦課期日・申告期限			41. 1. 1.	41. 3. 20.	42. 1. 1.	42. 3. 15.	43. 1. 1.	43. 3. 15.		
所 特 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除	80,000円		同	左	配偶者及び扶養	配偶者控除	90,000円	
		控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 70,000円 2人目から1人につき 40,000円を加える	控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき 50,000円を加える							
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2 の額に7,500 円を 加えた金額(限度額は 22,500 円)		同	左	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合	普通障害 60,000 円 特別障害 80,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労 学生に該当する場合、それぞれ 60,000 円		
		社会保険料	1年間の支払い金額の全額				納税者が老年者か寡婦又は勤労 学生に該当する場合、それぞれ 60,000 円			
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 +7,500円の金額 (限度額は、25,000円)			
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は 150,000円)		同	左	雑 損	総所得金額の10%を超える金額			
	基礎控除	100,000円		同	左	医療費	総所得金額の 5%を超える金額 (限度額は、150,000 円)			
						基礎控除	110,000 円			
	市 民 税	均等割	400円		同	左	均等割	400 円		
		所得割	15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %	所得割			15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %			
均等割		100円		同	左	均等割	100 円			
所得割		150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 % ※特別控除の廃止	所得割			150 万円以下の金額 2% 150 万円を超える金額 4%				
税 額 控 除		障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者があるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいず れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000 円 府民税の所得割から 1,000 円		同	左	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記率の1/2 で控除する。		
		配 当	市民税の所得割から配当所得の3% 府民税の所得割から配当所得の1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。					同	左	
摘 要		○配偶者控除が創設された。 青色専従者控除 100,000円 白色専従者控除 60,000円		○所得税確定申告の申告者に 対しては、市民税の申告義務 を課さないこととされた。 ○市民税の申告期限が所得税 確定申告とあわせて3月15 日となった。 青色専従者控除 120,000円 白色専従者控除 80,000円		青色専従者控除 170,000円 白色専従者控除 110,000円				

市民税の税歴(4/17)

		昭和44年度		昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度	
賦課期日・申告期限		44. 1. 1.	44. 3. 15.	45. 1. 1.	45. 3. 15.	46. 1. 1.	46. 3. 15.	47. 1. 1.	47. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 100,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき60,000円を加える		配偶者控除 110,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 90,000円 2人目から1人につき80,000円を加える		配偶者控除 130,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 110,000円 2人目から1人につき100,000円を加える		配偶者控除 140,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 120,000円 2人目から1人につき110,000円を加える	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 70,000 円 特別障害 90,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ70,000 円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 80,000 円 特別障害 100,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ80,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 90,000 円 特別障害 110,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ90,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 100,000 円 特別障害 120,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ100,000円	
	生命保険料	1年間の支払い金額が15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)		同 左		1年間の支払い金額が15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は支払金額の1/2 + 7,500 円の金額 40,000円を超えたときは27,500円		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の 5% を超える金額 (限度額は、150,000 円)		総所得金額の 5% を超える金額 (限度額は、300,000 円)		総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額(限度 100万円)		同 左	
	基礎控除	120,000 円		130,000 円		140,000 円		150,000 円	
市 民 税	均等割	400 円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		同 左		同 左		同 左	
府 民 税	均等割	100 円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150 万円以下の金額 2% 150 万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
税 額 控 除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の3% 府民税の所得割から配当所得の1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分の配当所得及び証券投資信託の収益の分配金によるものは上記率の1/2 で控除する。		同 左		同 左		市民税の所得割から配当所得の2.5% 府民税の所得割から配当所得の1.0%	
摘 要		白色専従者控除 150,000円		S45.1.1 以降の土地建物等の譲渡所得は、分離課税 長期 市 2.7 % 府 1.3 % 短期 市 8 % 府 4 % 白色専従者控除 150,000円		同 左		同 左 白色専従者控除 165,000円	

市民税の税歴(5/17)

		昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度		昭和51年度	
賦課期日・申告期限		48. 1. 1.	48. 3. 15.	49. 1. 1.	49. 3. 15.	50. 1. 1.	50. 3. 15.	51. 1. 1.	51. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 150,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 140,000円 2人目から1人につき 120,000円を加える		配偶者控除 180,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 160,000円 2人目から1人につき 140,000円を加える		配偶者控除 190,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 190,000円 2人目から1人につき 170,000円を加える		同 左	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 120,000 円 特別障害 140,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ120,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 130,000 円 特別障害 160,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ130,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 160,000 円 特別障害 190,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ160,000円		同 左	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2+7,500 円の金額 40,000円を超えたときは27,500円		同 左		15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500 円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは 35,000 円		同 左	
	社会保険料 雑 損	1年間の支払い金額の全額 総所得金額の10% を超える金額		同 左 同 左		同 左 同 左		同 左 同 左	
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは 10万円) 超過額 (限度 100万円)		同 左		同 左		総所得金額の5%(5万円超のときは 5万円) 超過額(限度 200万円)	
	基礎控除	160,000 円		180,000 円		190,000 円		同 左	
市民税	均等割	400 円		同 左		同 左		1,200 円	
	所得割	30 万円以下の金額 2 % 30 万円を超える金額 3 % 50 万円 " 4 % 80 万円 " 5 % 110 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		同 左		同 左	
	均等割	100 円		同 左		同 左		300 円	
	所得割	150 万円以下の金額 2% 150 万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.5% 府民税の所得割から配当所得の 1.0%		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する		同 左		同 左	
	摘要	S47.1.1 以降の土地建物等の譲渡所得は、分離課税 長期 市 3.4 % 府 1.6 % 短期 市 8 % 府 4 % 白色専従者控除 170,000円		同 左		長期 特定市街化 市 3.4 % 区域農地等 府 1.6 % その他 市 4 % 府 2 % 短 期 市 8 % 府 4 %		同 左	

市民税の税歴(6／17)

		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		昭和55年度	
賦課期日・申告期限		52. 1. 1.	52. 3. 15.	53. 1. 1.	53. 3. 15.	54. 1. 1.	54. 3. 16.	55. 1. 1.	55. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除	200,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 200,000円 2人目から1人につき 190,000円を加える	同 左		配偶者控除 210,000円 年齢70才以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 210,000円 2人目から1人につき 200,000円を加える		配偶者控除 220,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 180,000 円 特別障害 200,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ180,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 190,000 円 特別障害 210,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ200,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000 円 特別障害 230,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500 円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは 35,000 円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは 5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	200,000 円		同 左		210,000 円		220,000 円	
市民税	均等割	1,200 円		同 左		同 左		1,500 円	
	所得割	15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		同 左		30 万円以下の金額 2 % 30 万円を超える金額 3 % 50 万円 " 4 % 80 万円 " 5 % 110 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		30 万円以下の金額 2 % 30 万円を超える金額 3 % 45 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 130 万円 " 7 % 230 万円 " 8 % 370 万円 " 9 % 570 万円 " 10 % 950 万円 " 11 % 1,900 万円 " 12 % 2,900 万円 " 13 % 4,900 万円 " 14 %	
府民税	均等割	300 円		同 左		同 左		500 円	
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 %		同 左		同 左		同 左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する		同 左		市民税の所得割から配当所得の 3.0% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する	
摘 要		長期 特定市街化 市 3.4 % 区域農地等 府 1.6 % (2,000万円超の部分は 市 4 % 府 2 %) その他 市 4 % 府 2 % (2,000万円超の部分は 3/4 を総合課税) 短 期 市 8 % 府 4 %		同 左				長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は1/2 を 総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000万円超の部分は 市 4 % 府 2 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (2,000万円超の部分は3/4 を 総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %	

市民税の税歴(7/17)

		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
賦課期日・申告期限		56. 1. 1.	56. 3. 15.	57. 1. 1.	57. 3. 15.	58. 1. 1.	58. 3. 15.	59. 1. 1.	59. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円		同 左		配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円 同居特別障害者控除 250,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000 円 特別障害 230,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ 210,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000 円 特別障害 230,000 円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000 円 特別障害 260,000 円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ 240,000 円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2 +7,500 円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは 35,000 円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは 5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	220,000 円		同 左		同 左		260,000 円	
	均等割	1,500 円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	30 万円以下の金額 2 % 30 万円を超える金額 3 % 45 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 130 万円 " 7 % 230 万円 " 8 % 370 万円 " 9 % 570 万円 " 10 % 950 万円 " 11 % 1,900 万円 " 12 % 2,900 万円 " 13 % 4,900 万円 " 14 %		同 左		同 左		同 左	
	府民税	均等割 500 円 所得割 150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 %		同 左		同 左		同 左	
	税 額 控 除	配当控除 市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する		同 左		同 左		同 左	
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は1/2 を 総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000万円超の部分は 市 4 % 府 2 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は1/2 を 総合課税) (8,000万円超の部分は3/4 を 総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000円超の部分は 市 4 % 府 2 %) ○その他 市 8 % 府 4 % (4,000円超の部分は1/2 を 総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %		同 左	

市民税の税歴(8/17)

		昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度	
賦課期日・申告期限		60. 1. 1.	60. 3. 15.	61. 1. 1.	61. 3. 15.	62.1.1	62.3.15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		同 左	
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000 円 特別障害 260,000 円 高齢者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000 円		同 左		同 左	
	生命保険料	15,000円以下 全 額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7500円 45,000円超70,000円以下 1/4+17500円 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500 円を超える部分を加算(限度 3,500円)		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは 5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左	
	基礎控除	260,000 円		同 左		同 左	
市民税	均等割	2,000 円		同 左		同 左	
	所得割	20 万円以下の金額 2.5 % 20 万円を超える金額 3 % 45 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 95 万円 " 6 % 120 万円 " 7 % 220 万円 " 8 % 370 万円 " 9 % 570 万円 " 10 % 950 万円 " 11 % 1,900 万円 " 12 % 2,900 万円 " 13 % 4,900 万円 " 14 %		同 左		同 左	
府民税	均等割	700 円		同 左		同 左	
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 %		同 左		同 左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する		同 左		同 左	
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000円超の部分は 市 4 % 府 2 %) ○その他 市 8 % 府 4 % (4,000円超の部分は1/2 を 総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は1/2 を総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %			

市民税の税歴(9/17)

		昭和63年度		平成元年度		平成2年度	
賦課期日・申告期限		63. 1. 1.	63. 3. 15.	63. 1. 1.	元. 3. 15.	2. 1. 1.	2. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 280,000円 老人配偶者控除 290,000円 扶養控除 280,000円 老人扶養控除 290,000円 同居老親等扶養控除 330,000円 同居特別障害者控除 360,000円		同 左		配偶者控除 300,000円 老人配偶者控除 350,000円 扶養控除 300,000円 老人・特定扶養控除 350,000円 同居老親等扶養控除 420,000円 同居特別障害者控除 510,000円	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 140,000-(A×14/33+B×3.3×14/33) ○配偶者控除なし		同 左		○配偶者控除あり 300,000-(A×30/35) ○配偶者控除なし	
	A 給与所得	140,000-(A+B×3.3-330000)×28/33				300,000-{(A-350,000)×30/35}	
	B 給与所得以外	合計所得金額は 800万円以下が対象				合計所得金額は1,000万円以下が対象	
	障害者・高齢者 寡婦(夫)・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000 円 特別障害 260,000 円 納税者が高齢者か寡婦(夫)又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000 円 特別障害 260,000 円 高齢者控除 480,000 円 寡婦(夫) 240,000 円 勤労学生 240,000 円		普通障害 260,000 円 特別障害 280,000 円 高齢者控除 480,000 円 特別寡婦 260,000 円 寡婦(夫) 300,000 円 勤労学生 260,000 円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7500 40,000円超70,000円以下 1/4+17500 70,000円を超えたときは 35,000 円 個人年金があるとき 個人年金の3,500 円を超える部分を加算(限度 3,500円)		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左	
市民税	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左	
	基礎控除	280,000 円		同 左		300,000 円	
	均等割	2,000 円		同 左		同 左	
	所得割	60 万円以下の金額 3 % 60 万円を超える金額 5 % 130 万円 " 7 % 260 万円 " 8 % 460 万円 " 10 % 950 万円 " 11 % 1,900 万円 " 12 %		120 万円以下の金額 3 % 120 万円を超える金額 8 % 500 万円 " 11 %		同 左	
府民税	均等割	700 円		同 左		同 左	
	所得割	130 万円以下の金額 2 % 260 万円 " 3 % 260 万円を超える金額 4 %		500 万円以下の金額 2 % 500 万円を超える金額 4 %		同 左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。		同 左		同 左	
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、 市 5 % 府 2.5 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は1/2 を 総合課税) 短期 市 8 % 府 4 % 超短期 (S62.10.1以降の譲渡) 市 11 % 府 4 % 総合課税 120/100 のいずれか 多い方		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (S63.3.31までの譲渡で、4,000 万円 超の部分は、市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、 市 5 % 府 2 %) ○居住用財産の譲渡(S63.4.1以降) 市 2.7 % 府 1.3 % (4,000万円超の部分は、 市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、 市 5.5 % 府 2 %) 短期 市 8 % 府 4 % 超短期 市 11 % 府 4 % 総合課税 120/100 のいずれか 多い方 □特定支出控除の創設		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、 市 5 % 府 2 %) ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (4,000万円超の部分は、 市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、 市 5.5 % 府 2 %) 短期 市 8 % 府 4 % 超短期 市 11 % 府 4 % 総合課税 120/100 のいずれか 多い方 株式等 市 4 % 府 2 % 特定支出控除 (給与控除後－特定支 出額のうち 給与控除後を超える金額)	

市民税の税歴(10／17)

		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度	
賦課期日・申告期限		H3. 1. 1.	H3. 3. 15.	4. 1. 1.	4. 3. 16.	5. 1. 1.	5. 3. 15.	6. 1. 1.	6. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 310,000円 老人配偶者・老人・特定扶養控除 360,000円 同居老親等扶養控除 430,000円 同居特別障害者控除 520,000円		同	左	同	左	同	左 (老人・特定扶養控除 390,000円)
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000 円未満 310,000円 50,000 円以上 100,000円未満 300,000円 100,000 円以上 300,000 ー (A ー 50,000) ○配偶者控除なし 400,000 円未満 310,000円 400,000 円以上 450,000円未満 300,000円 450,000 円以上 300,000 ー (A ー 50,000) A 配偶者の合計 所得金額 納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象		同	左	同	左	同	左
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000 円 特別障害 280,000 円 老年者控除 480,000 円 特別寡婦 300,000 円		同	左	同	左	同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、 上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左	同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは合計額(限度額 10,000 円)		同	左	同	左	同	左
	寄附金	都道府県共同募金会に寄附を行った金額又は総所 金額の25% のいずれか 少ない方の金額 - 100,000 (日本赤十字社も対象)		同	左	同	左	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	同	左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	同	左
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過 (限度額は、2,000,000 円)		同	左	同	左	同	左
	基礎控除	310,000 円		同	左	同	左	同	左
市民税	均等割	2,000 円		同	左	同	左	同	左
	所得割	160 万円以下の金額 3 % 160 万円を超える金額 8 % 550 万円 〃 11 %		同	左	同	左	同	左
府民税	均等割	700 円		同	左	同	左	同	左
	所得割	550 万円以下の金額 2 % 550 万円を超える金額 4 %		同	左	同	左	同	左
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率 の1/2 で控除する。		同	左	同	左	同	左
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、市 5 % 府 2 %) ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (4,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、市 5.5 % 府 2 %) 短期 市 8 % 府 4 % 超短期 市 11 % 府 4 % 又は 総合課税 120/100 のいずれか 多い方 株式等 市 4 % 府 2 %		同	左	同	左	同	左 ○優良住宅地等の 造成のための譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % ○特定市街化区域 農地等の譲渡 市 5.8 % 府 2.2 % ○その他 市 6 % 府 3 % □平成6年度限り所得割の 20 %(20 万円限度)を減 税

市民税の税歴(11/17)

		平成7年度		平成8年度		平成9年度	
賦課期日・申告期限		H7. 1. 1.	H7. 3. 15.	H8. 1. 1.	H8. 3. 15.	H9. 1. 1.	H9. 3. 17.
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 410,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 540,000円		同 左		同 左	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000 円未満 330,000円 50,000 円以上 100,000円未満 300,000円 100,000 円以上 300,000 ー (A ー 50,000) ○配偶者控除なし 400,000 円未満 330,000円 400,000 円以上 450,000円未満 300,000円 450,000 円以上 300,000 ー (A ー 50,000)		○配偶者控除あり 100,000円未満 330,000円 100,000円以上330,000-(A-50,000) ○配偶者控除なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000-(A-380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円		同 左	
	A 配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象		納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象			
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000 円 特別障害 280,000 円 老年者控除 480,000 円 特別寡婦 300,000 円		同 左		同 左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同 左		同 左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000 円)		同 左		同 左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25% のいずれか 少ない方の金額 - 100,000 円		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左	
	雑 損 医療費	総所得金額の10%を超える金額 総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000 円)		同 左 同 左		同 左 同 左	
	基礎控除	330,000 円		同 左		同 左	
市民 税	均等割	2,000 円		2,500 円		同 左	
	所得割	200 万円以下の金額 3 % 200 万円を超える金額 8 % 700 万円 " 11 %		同 左		200 万円 以下の金額 3 % 200 万円 を超える金額 8 % 700 万円 " 12 %	
	均等割	700 円		1,000 円		同 左	
府民 税	所得割	700 万円以下の金額 2 % 700 万円を超える金額 4 %		同 左		700 万円 以下の金額 2 % 700 万円 を超える金額 3 %	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。		同 左		同 左	
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 6 % 府 3 % 短期 市 8 % 府 4 % 超短期 市 11 % 府 4 % 又は 総合課税 120/100 のいずれか 多い方 株式等 市 4 % 府 2 % □平成7年度限り所得割の15 %(2万円限度) を減税		同 左 ○その他 4,000万円以下 市 5.5 % 府 2 % 4,000万円を超える 市 6 % 府 3 % □平成8年度限り所得割の15% (2万円限度) を減税		同 左 ○その他 4,000万円以下 市 4 % 府 2 % 4,000万円を超える 8,000万円 以下 市 5.5 % 府 2 % 8,000万円を超える 市 6 % 府 3 %	

市民税の税歴(12/17)

		平成10年度		平成11年度	
賦課期日・申告期限		H10. 1. 1.	H10. 3. 16.	H11. 1. 1.	H11. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 430,000円 450,000円 560,000円
	配偶者特別控除	☐ 配偶者控除あり 100,000 円未満 330,000円 100,000 円以上 330,000 - (A - 50,000) ☐ 配偶者控除なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000 - (A - 380,000) 750,000 円以上 760,000円未満 30,000円 A 配偶者の合計		同 左	
	A 配偶者の合計	所得金額		納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象	
	障害者・高齢者	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生	260,000 円	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生	260,000 円
	寡婦(夫)・勤労学生	特別障害 高齢者控除 特別寡婦	280,000 円 480,000 円 300,000 円	特別障害 高齢者控除 特別寡婦	300,000 円 480,000 円 300,000 円
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)		同 左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000 円)		同 左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25% のいずれか 少ない方の金額 - 100,000 円		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左	
	雑 損 医療費	総所得金額の10%を超える金額 総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000 円)		同 左	
市民税	基礎控除	330,000 円		同 左	
	均等割	2,500 円		同 左	
	所得割	200 万円以下の金額	3 %	200 万円以下の金額	3 %
府民税		200 万円を超える金額	8 %	200 万円を超える金額	8 %
		700 万円	11 %	700 万円	10 %
	均等割	1,000 円		同 左	
税額控除	所得割	700 万円以下の金額	2 %	700 万円以下の金額	2 %
		700 万円を超える金額	4 %	700 万円を超える金額	3 %
摘要	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で 控除する。		同 左	
	摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 4,000万円以下 市 4 % 府 2 % 4,000万円を超え 8,000万円以下 市 5.5% 府 2 % 8,000万円を超える 市 6 % 府 3 % ○短期 市 8 % 府 4 % ○超短期 市 11% 府 4 % 又は 総合課税 120 / 100 のいずれが多い方 ○株式等 市 4 % 府 2 % □平成10年度限り 納税義務者 17,000円 扶養親族 1人 8,500円を減税		同 左 ○土地等の事業短期及び超短期課税の廃止 □平成11年度特別減税 所得割の15%(4万円限度)を減税	

市民税の税歴(13／17)

		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
賦課期日・申告期限		H12. 1. 1.	H12. 3. 15.	H13. 1. 1	H13. 3. 15	H14. 1. 1	H14. 3. 15
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円	同左		同左	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000 円未満 100,000 円以上 330,000－（A－50,000） ○配偶者控除なし 450,000 円未満 450,000 円以上 750,000円未満 380,000－（A－380,000） 750,000 円以上 760,000円未満	330,000円 330,000円 30,000円	同左		同左	
	A 配偶者の合計 所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象					
	障害者・高齢者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 高齢者控除 特別寡婦	260,000 円 300,000 円 480,000 円 300,000 円	同左		同左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同左		同左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000 円)		同左		同左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25% のいずれか 少ない方の金額 - 100,000 円		同左		同左	
	社会保険料 雑 損	1年間の支払い金額の全額 総所得金額の10% を超える金額		同左 同左		同左 同左	
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000 円)		同左		同左	
	基礎控除	330,000 円		同左		同左	
市民 税	均等割	2,500 円		同左		同左	
	所得割	200 万円以下の金額 200 万円超 700 万円以下 700 万円を超える金額	3 % 8 % 10 %	同左		同左	
府民 税	均等割	1,000 円		同左		同左	
	所得割	700 万円以下の金額 700 万円を超える金額	2 % 3 %	同左		同左	
税 額 控 除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税 0.8 % 外貨建証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 1 % 府民税 0.4 % 外貨建証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の 1/2 で控除する。		同左		同左	
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 4 % 府 2 % ○短期 市 8 % 府 4 % ○超短期 市 11% 府 4 % 又は 総合課税 120 / 100 のいずれが多い方 ○株式等 市 4 % 府 2 % □定率控除 所得割額の15% (40, 000円限度額)		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4 %府1.6 % ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 4 % 府 2 % ○短期 市 9 % 府 3 % 又は 総合課税 110 / 100 のいずれが多い方 ○株式等 市 4 % 府 2 % □定率控除 所得割額の15% (40, 000円限度額)		同左 ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円	

市民税の税歴(14／17)

		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
賦課期日・申告期限		H15. 1. 1	H15. 3. 17	H16. 1. 1	H16. 3. 15	H17. 1. 1	H17. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同左		同左	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000 円未満 330,000円 100,000 円以上 330,000－(A－50,000) ○配偶者控除なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000－(A－380,000) 750,000 円以上 760,000円未満 30,000円		同左		○配偶者控除を適用された場合の上乗せ分の配偶者特別控除は廃止	
	A 配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象					
	障害者・老年者寡婦(夫)・勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000 円 特別障害 300,000 円 老年者控除 480,000 円 特別寡婦 300,000 円		同左		同左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ (両方あるときは、合計額)		同左		同左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000 円)		同左		同左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は総所得金額の25%のいずれか 少ない方の金額 - 100,000 円		同左		同左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同左		同左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同左		同左	
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000 円)		同左		同左	
市民税	基礎控除	330,000 円		同左		同左	
	均等割	2,500 円		3,000 円		同左	
	所得割	200 万円以下の金額 3 % 200 万円超 700 万円以下 8 % 700 万円を超える金額 10 %		同左		同左	
府民税	均等割	1,000 円		同左		同左	
	所得割	700 万円以下の金額 2 % 700 万円を超える金額 3 %		同左		同左	
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税 0.8 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 1 % 府民税 0.4 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の 1/2 で控除する。		同左		同左	
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 4 % 府 2 % ○短期 市 9 % 府 3 % 又は 総合課税 110 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4 % 府 2 % □定率控除 所得割額の15% (40, 000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円		○株式等 市 2 % 府 1 % (上場分) 市 4 % 府 2 % (未公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算22万円 ・所得割 35万円×家族数+加算35万円		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (2000万円超の部分は、市 3.4 %府 1.6 %) ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 3.4 % 府 1.6 % ○短期 市 6 % 府 3 % ○株式等 市 2 % 府 1 % (上場分) 市 3.4 % 府 1.6 % (非公開分) □定率控除 所得割額の15% (40, 000円限度額)	

市民税の税歴(15／17)

		平成18年度		平成19年度	
賦課期日・申告期限		H18. 1. 1.	H18. 3. 15.	H19. 1. 1.	H19. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000－(A－380,000) 750,000 円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象		同	左
	A 配偶者の合計所得金額				
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生 生命保険料	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000 円 特別障害 300,000 円 特別寡婦 300,000 円 15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000 円)		同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25% のいずれか 少ない方の金額－100,000 円		同	左
	社会保険料 雑 損	1年間の支払い金額の全額 総所得金額の10% を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000 円)		同	左
	基礎控除	330,000 円		同	左
	均等割	3,000 円		同	左
市民税	所得割	200 万円以下の金額 3 % 200 万円超 700 万円以下 8 % 700 万円を超える金額 10 %		6 % (一律)	
	均等割	1,000 円		同	左
府民税	所得割	700 万円以下の金額 2 % 700 万円を超える金額 3 %		4 % (一律)	
	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税 0.8 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 1 % 府民税 0.4 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率 の 1/2 で控除する。		利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の 1.6 % 府民税 1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の 0.8 % 府民税 0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の 0.4 % 府民税 0.3 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控 除する。	
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.7 % 府1.3 % (2,000万円超の部分は、市3.4 % 府1.6 %) ○居住用財産の譲渡 市2.7 % 府1.3 % (6,000万円超の部分は、市3.4 % 府1.6 %) ○その他 市3.4 % 府1.6 % ○短期 市6.0 % 府3.0 % ○株式等 市2.0 % 府1.0 % (上場分) 市3.4 % 府1.6 % (非公開分) □定率控除 所得割額の7.5% (20,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(※)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(※)加算32万円 (※)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用 ・65歳以上の者に対する125万の非課税措置廃止		所得税から住民税への税源移譲 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4 % 府1.6 % (2,000万円超の部分は、市3.0 % 府1.0 %) ○居住用財産の譲渡 市2.4 % 府1.6 % (6,000万円超の部分は、市3.0 % 府1.0 %) ○その他 市3.0 % 府2.0 % ○短期 市6.4 % 府3.6 % ○株式等 市1.8 % 府1.2 % (上場分) 市3.0 % 府2.0 % (非公開分) □定率控除 廃止 ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(※)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(※)加算32万円 (※)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用	

市民税の税歴(16／17)

		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
賦課期日・申告期限		H20. 1. 1.	H20. 3. 17.	H21. 1. 1.	H20. 3. 16.	H22. 1. 1.	H22. 3. 16.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同	左	同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000－(A－380,000) 750,000 円以上 760,000円未満 30,000円		同	左	同	左
	A 配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象					
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生 生命保険料	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000 円 特別障害 300,000 円 特別寡婦 300,000 円 15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 両方あるときは、合計額(限度額 25,000 円)		同	左	同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は総所得金額の25%のいずれか、少ない方の金額－100,000 円		所得控除から税額控除へ変更		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000 円)		同	左	同	左
	基礎控除	330,000 円		同	左	同	左
	市民税均等割	3,000 円					
	市民税所得割	6%(一律)		同	左	同	左
	府民税均等割	1,000 円					
税 率	府民税所得割	4%(一律)					
	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8 % 府民税0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税0.3 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左
	住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の 少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を 差し引いた金額		同	左	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の 少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を 差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額 のうち及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち 所得税において控除しきれなかった額、又は 所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を 乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは 9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から 差し引いた金額	
	寄附金税額控除			地方公共団体、大阪府共同募金会、日本赤十字社 大阪支部に対する5,000円を超える寄附金について、 総所得金額等の30%を控除対象限度額として算出 税額から控除		同	左
摘 要		税源移譲に伴う年度間の所得変動にかかる 平成19年度市・府民税の減額措置					
		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4 % 府1.6 % (2,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %) ○居住用財産の譲渡 市2.4 % 府1.6 % (6,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %) ○その他 市3.0 % 府2.0 % ○短期 市5.4 % 府3.6 % ○株式等 市1.8 % 府1.2 % (上場分) 市3.0 % 府2.0 % (非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(※)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(※)加算32万円 (※)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	同	左

市民税の税歴(17／17)

平成23年度		
賦課期日・申告期限	H23. 1. 1.	H23. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000－(A－380,000) 750,000 円以上 760,000円未満 30,000円
	A 配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象
	障害者	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000 円
	寡婦(夫)	特別障害 300,000 円
	勤労学生	特別寡婦 300,000 円
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 両方あるときは、合計額(限度額 25,000 円)
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額
	雑損	総所得金額の10%を超える金額
税率	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000 円)
	基礎控除	330,000 円
	市民税均等割	3,000 円
	市民税所得割	6%(一律)
	府民税均等割	1,000 円
税額控除	府民税所得割	4%(一律)
	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税1.2 % 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8 % 府民税0.6 % 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税0.3 % 課税所得金額が 1,000 万円を超える部分は上記率の 1/2で控除する。
	住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の 少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を 差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額 のうち及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち 所得税において控除しきれなかった額、又は 所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を 乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは 9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から 差し引いた金額
	寄附金税額控除	地方公共団体、大阪府共同募金会、日本赤十字社 大阪支部に対する5,000円を超える寄附金について、 総所得金額等の30%を控除対象限度額として算出 税額から控除
	摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4 % 府1.6 % (2,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %) ○居住用財産の譲渡 市2.4 % 府1.6 % (6,000万円超の部分は、市3.0 % 府2.0 %) ○その他 市3.0 % 府2.0 % ○短期 市5.4 % 府3.6 % ○株式等 市1.8 % 府1.2 %(上場分) 市3.0 % 府2.0 %(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用

諸税の税歴(1／8)

		昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
法人税	法人税割	9. 7／100	同 左	同 左	同 左	10. 1／100 (4月1日以降に終了する事業 年度から適用)
	法人均等割	1, 200円	1, 800円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円
市たばこ消費税		11／100	12／100	13. 4／100	15／100	同 左
固定資産税		1. 4／100	同 左	同 左	同 左	同 左
電気税・ガス税		10／100	9／100	8／100	7／100	同 左
都市計画税		0. 2／100	同 左	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(2/8)

		昭和41年度	昭和42～43年度	昭和44～47年度	昭和48年度	昭和49年度
法人税	法人税割	10. 1 / 100 (6月 1日以降 10. 4 / 100) (12月 1日以降 10. 7 / 100)	10. 7 / 100	同 左	9. 1 / 100	14. 5 / 100 (5月 1日以降に終了 する事業年度から適用)
	法人均等割	1,800円	資本金 1千万円以下 2,400円 資本金 1千万円超 4,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円		同 左	同 左	同 左	同 左
市たばこ消費税		18. 1 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左
固定資産税		1. 4 / 100	同 左	1. 4 / 100 (免税額) 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産30万円	同 左	1. 4 / 100 (免税額) 土 地 15万円 家 屋 8万円 償却資産 100万円
電気税・ガス税		7 / 100	同 左	同 左	6 / 100 (10月 1日以降の 検針分から適用)	電気税 6 / 100 ガス税 5 / 100 (10月 1日以降の 検針分から適用)
特別土地保有税	———	———	———	———	保有分 1. 4 / 100 取得分 3 / 100	同 左
都市計画税		0. 2 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(3/8)

		昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
法人税	法人税割	14. 5/100	同 左	同 左	同 左
	法人税割	○資本金1千万円以下 2, 400円	○資本金1億円超 従業員数100人超 24, 000円	○資本金1億円超 従業員数100人超 80, 000円	○資本金50億円超 従業員数100人超 800, 000円
	法人税割	○資本金1千万円超 4, 000円	○資本金1億円超 従業員数100人以下 12, 000円	○資本金1億円超 従業員数100人以下 24, 000円	○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 400, 000円
	法人均等割		○資本金1千万円超 1億円以下 12, 000円	○資本金1千万円超 1億円以下 24, 000円	○資本金10億円超 従業員数100人以下 80, 000円
市	法人均等割		○その他 7, 200円	○その他 8, 000円	○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 80, 000円
	市税				○資本金1千万円超1億円以下 24, 000円
	市税				○その他 8, 000円
	市税				
民	市税				
	市税				
	市税				
	市税				
税	市税				
	市税				
	市税				
	市税				
軽自動車税	軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500 円 90 " 800 円 125 " 1,000 円	原動機付自転車 50cc以下 650 円 90 " 1,000 円 125 " 1,300 円	同 左	同 左
	軽自動車税	軽自動車 2輪のもの 1,500 円 3 輪のもの 2,000 円 4輪の乗用 4,500 円 " 貨物 2,500 円	軽自動車 2輪のもの 2,000 円 3 輪のもの 2,600 円 4輪の営業用貨物 2,900 円 " 自家用貨物 3,300 円 " 営業用乗用 5,200 円 " 自家用乗用 5,900 円	同 左	同 左
	軽自動車税	2輪の小型自動車 2,500 円	2輪の小型自動車 3,300 円	同 左	同 左
	軽自動車税	小型特殊自動車 農業作業用 1,000 円 そ の 他 3,000 円	小型特殊自動車 農業作業用 1,300 円 そ の 他 3,900 円	同 左	同 左
市たばこ消費税		18. 1/100	同 左	同 左	同 左
固定資産税		1. 4/100 (免税額) 土 地 15万円 家 屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左
電気税		5/100 (1月1日以降の検針分より適用)	同 左	同 左	同 左
ガス税		3/100 (1月1日から5月31日分 までは4/100を適用)	3/100 (昭和52年1月1日以降の 検針分より2/100 を適用)	2/100	同 左
特別土地保有税		保有分 1. 4/100 取得分 3 /100	同 左	同 左	同 左
都市計画税		0. 2/100	同 左	同 左	0. 3/100

諸税の税歴(4/8)

		昭和54～55年度	昭和56～57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
法人税制	法人税制	14. 5/100	14. 7/100 (昭和56年8月1 日以降に終了す る事業年度より適 用)	同 左	同 左	同 左
	法人税	○資本金50億円超 従業員数100人超 1,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 560,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 134,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 40,000円 ○その他 13,000円		○資本金50億円超 従業員数50人超 1,500,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 1,000,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 80,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 80,000円 ○その他 27,000円	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	
市	市	原動機付自転車 50cc以下 700 円 90 " 1,100 円 125 " 1,450 円 軽自動車 2輪のもの 2,200 円 3 輪のもの 2,850 円 4輪の営業用貨物 2,900 円 " 自家用貨物 3,650 円 " 営業用乗用 5,200 円 " 自家用乗用 6,500 円 2輪の小型自動車 3,650 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,450 円 その他 4,300 円			原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 その他 4,700 円	同 左
市	市					ミニカー 2,500円
	市たばこ消費税	18. 1/100	同 左	同 左	同 左	従価割 14. 3/100 従量割 1000本につき 350 円
固定資産税	固定資産税	1. 4/100 (免税額) 土 地 15万円 家 屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左	同 左
	電気税	5/100	同 左	同 左	同 左	同 左
ガス税	ガス税	2/100	同 左	同 左	同 左	同 左
	特別土地保有税	保有分 1. 4/100 取得分 3 /100	同 左	同 左	同 左	同 左
都市計画税	都市計画税	0. 3/100	同 左	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(5/8)

	昭和61～63年度	平成元～2年度	平成3年度	平成4～5年度
法人税割	14. 7/100	同 左	同 左	同 左
法人市民税	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超え 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円			
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 そ の 他 4,700 円	同 左	同 左	同 左
市たばこ消費税 (平成元年度より 市たばこ税)	従価割 14. 3 / 100 従量割 1,000 本につき 350 円 ただし、昭和61年5月1日から昭和63 年3月31日までの間、従量割の税率は 1,000 本につき 640 円	1,000 本につき ・旧三級品以外 1,997 円 ・旧三級品 948円	同 左	同 左
固定資産税	1. 4/100 (免税額) 土 地 15万円 家 屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	1. 4 / 100 (免税額) 土 地 30万円 家 屋 20万円 償却資産 150万円	同 左
電気税	5/100	廃 止	———	———
ガス税	2/100	廃 止	———	———
特別土地保有税	保有分 1. 4/100 取得分 3 /100	同 左	同 左	保有分 1. 4/100 取得分 3 /100 遊休土地分 1. 4/100
都市計画税	0. 3/100	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(6/8)

		平成6～8年度	平成9～10年度	平成11～14年度	平成15年度
法人税制	法人税割	14. 7/100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 そ の 他 4,700 円	同 左	同 左	同 左
市たばこ税	市たばこ税	1,000 本につき ・旧三級品以外 1,997 円 ・旧三級品 948円	1,000 本につき ・旧三級品以外 1,997 円 ・旧三級品 948円	1,000 本につき ・旧三級品以外 1,997 円 ・旧三級品 948円	1,000 本につき ・旧三級品以外 1,997 円 ・旧三級品 948円
固定資産税	固定資産税	1. 4 / 100 (免税額) 土 地 30万 家 屋 20万 償却資産 150万	同 左	同 左	同 左
特別土地保有税	特別土地保有税	保 有 分 1.4/100 取 得 分 3 /100 遊休土地分 1.4/100	同 左	同 左	平成15年度より課税停止
都市計画税	都市計画税	0. 3/100	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(7/8)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19～21年度	平成22年度
法人税割		14. 7／100	同 左	同 左	同 左	同 左
	法人税割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 そ の 他 4,700 円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
市たばこ税	1,000 本につき2,977円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,412円	同 左	1,000 本につき 2,977 円 (7月1日から3,298 円) ただし、旧三級品の紙巻た ばこは1,000本につき1,266 円(7月1日から1,564円)	1,000 本につき3,298円 ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本に つき1,564円	1,000 本につき3,298円 (10月1日から4,618円) ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本に つき1,564円 (10月1日から2,190円)	
固定資産税	1. 4 / 100 (免税額) 土 地 30万 家 屋 20万 償却資産 150万	同 左	同 左	同 左	同 左	
特別土地保有税	平成15年度より課税停止	同 左	同 左	同 左	同 左	
都市計画税	0. 3／100	同 左	同 左	同 左	同 左	
入 湯 税	———	1人1日150円	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同 左	同 左	

諸税の税歴(8/8)

平成23年度		
法人税 市 民 税	法人税割	14. 7／100
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円
		○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円
		○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円
		○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円
		○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円
		○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円
		○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円
		○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円
		○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円
○その他 60,000円		
軽自動車税	原動機付自転車	
	50cc以下	1,000 円
	90 "	1,200 円
	125 "	1,600 円
	ミニカー	2,500 円
	軽自動車	
	2輪のもの	2,400 円
	3輪のもの	3,100 円
	4輪の営業用貨物	3,000 円
	" 自家用貨物	4,000 円
" 営業用乗用	5,500 円	
" 自家用乗用	7,200 円	
2輪の小型自動車	4,000 円	
小型特殊自動車		
	農業作業用	1,600 円
	そ の 他	4,700 円
市たばこ税		1,000 本につき4,618円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,190円
固定資産税		1. 4 ／ 100 (免税額) 土 地 30万 家 屋 20万 償却資産 150万
特別土地保有税		平成15年度より課税停止
都市計画税		0. 3／100
入 湯 税		宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円